

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法」第10条第1項の規定に基づき、国の基本方針に即して、「建築物における木材利用の基本的方向」や「木材利用を促進すべき公共建築物」、「県が整備する公共建築物における木材利用の目標」、「建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項」等を定める。

建築物における木材利用の基本的方向

県は、率先して、その整備する公共建築物における木材利用に取り組む。
また、技術的情報の提供、設計・施工に関する知識や技能を有する人材の育成、木材調達情報の提供に取り組む。

木材の利用を促進すべき公共建築物

国又は地方公共団体が整備する公共の用・公用に供する建築物、民間の事業者が整備する公共性の高い建築物

例 学校
老人ホーム、保育所、福祉ホームなどの社会福祉施設
病院又は診療所
体育館、水泳場などの運動施設
図書館、公民館、青年の家などの社会教育施設
公共交通機関の旅客施設、高速道路の休憩所

県が整備する公共建築物における木材利用の目標

(1) 木造化

県は、上記「木材の利用を促進すべき公共建築物」において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則として木造化を図る。

(2) 内装等の木質化

県は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場など、直接又は報道機関等を通じて間接的に県民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を推進する。

建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

建築用木材が適切かつ安定的に供給されることが重要であることから、森林所有者、林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有、木材の供給体制の整備等に取り組む。